



**浪速変遷** 道頓堀を散策した。周辺の設備はみごとに整備されてきたが、あまりにもまとまりすぎて、かつての泥臭い親しみの浪速風情が消えてしまった。その中で、相も変わりませずのグリコ看板に出会えて、「とんぼら」の雰囲気がい思い出されて一安心。同じ旅支度の観光客がひっきりなしに訪れている。わが浪速の国際化は、喜ばしいことだけど、安井道頓さんは地下で、キット目を回しているでしょうネ。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 被保険者が退職したときは届出が必要です ● 「一括適用制度」を利用しませんか
- 「住所変更届」をお忘れなく！ ● 年金受給に必要な資格期間が短縮されます
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・平成29年3月分(4月納付分)~の健康保険料率について
  - ・ご退職される方へ 退職後の健康保険加入のご案内
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

**職場内で回覧しましょう**

## 被保険者が退職したときは届出が必要です

被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には、「被保険者資格喪失届」を5日以内にご提出ください。

被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。

例えば、3月31日付で退職した場合、資格喪失日は「4月1日」となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。




## 「一括適用制度」を利用しませんか

「一括適用制度」は、本社、支社ごとで、それぞれ適用されている事業所（船舶は除きます）において、本社等で人事、労務、給与を一括管理しており、届出を電子媒体や電子申請で行うことができるなど一定の基準を満たす場合に、本社・支社を1つの適用事業所とみなすことができる制度です。

これにより、今まで本社・支社がそれぞれ行っていた届出事務が1つの適用事業所で行うことができ、本社・支社間の人事異動の際に必要な被保険者の資格取得・喪失届の提出が不要となるため、手続きの効率化を図ることができます。

### 一括適用の承認基準

- 会社に使用されるすべての被保険者の人事や給与等に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されていること。
- 届出を電子媒体、電子申請で行うことができること。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧くださいか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。



## 「住所変更届」をお忘れなく！

従業員の方が住所を変更したときは、「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」の提出が必要です。「ねんきん定期便」などのお知らせを皆さまへ確実にお届けするためにも、速やかに正しい住所の届出をお願いします。

また、従業員および被扶養配偶者の方の住所を確認できる「住所一覧表」の提供サービスを行っていますので、ぜひご利用ください。



## 年金受給に必要な資格期間が短縮されます

平成29年8月から、老齢年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。





## 協会けんぽ大阪支部の 平成29年3月分(4月納付分)~の健康保険料率について

大阪支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率についても変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

10.07%

平成29年2月分(3月納付分)まで

健康保険料率

10.13%

平成29年3月分(4月納付分)から

1.58%

介護保険料率

1.65%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

### 大阪支部の健康保険料率変更の背景

協会けんぽでは、平成21年9月から、都道府県ごとの必要な医療費等に応じて保険料率を設定しております。ただし、保険料率の差が急激に広がらないよう、経過的にその差を圧縮する「激変緩和措置」が取られております。この激変緩和措置は年々段階的に解消する形で変更されています。

今年度の全国平均保険料率は10.0%であり、前年度より据え置きとなりましたが、激変緩和率が4.4/10から5.8/10に変更されました。

本来の大阪支部の保険料率は平均保険料率より約0.2%高く、激変緩和措置の効果で低く設定されておりますが、今回の激変緩和率の変更に伴い本来の保険料率に近づいたことが大阪支部の保険料率上昇の大きな要因となっております。

### 健康保険の資格取得・喪失時のお知らせ

#### 資格証明書について

##### ○資格取得時

新しい保険証がお手元に届く前に、事業主にて独自に資格取得日を記載した「資格証明書」を交付されているケースがありますが、医療機関を受診する場合は、日本年金機構にて作成された「資格証明書」以外は無効です。

##### ○資格喪失時

退職後、国民健康保険等へ加入するために必要な健康保険の喪失証明書は、勤務先の事業主、または年金事務所にご相談ください。

#### 資格喪失について

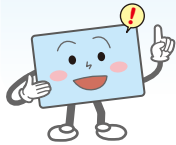
退職などで健康保険の資格を喪失したときは、被保険者（本人）、被扶養者（家族）両方の保険証等が使用できなくなります。

すみやかに返却し、新しい健康保険への加入手続きをしてください。

※資格喪失後に保険証を使用して医療機関等を受診されますと、民法上の不当利得に該当し、受診者には協会けんぽで負担した医療費を返還していただくこととなります。

## 協会けんぽからのお知らせ

## ご退職される方へ 退職後の健康保険加入のご案内



☆退職後の健康保険は、大きく分けて以下の3つがございます。  
うち1つをご選択いただき、ご自身でお手続きしていただく必要がございます。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	・お住まいの市区町村の国民健康保険課	・お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	・ご家族の勤務先
加入条件	・お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	・退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上必要です。 ・退職日の翌日から20日以内(支部必着)の手続きが必要です。	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ・ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	・加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ・お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 ※倒産、解雇などにより離職された方への保険料の減免制度があります。	・退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。 ※ただし保険料の上限があります。 また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。	・被扶養者の保険料負担はありません。



**退職したら健康保険の切り替えお手続きはお早めに!**

### 任意継続加入手続き時によくある質問 (Q&A)

#### Q 任意継続の加入手続きをしましたが、保険証はいつごろ届きますか。

加入手続き後、保険証がお手元に届くまで概ね2~3週間ほどかかります。

なお、任意継続の保険証の作成は、日本年金機構において、お勤めされていた事業所から提出される「資格喪失届」の登録処理の完了した後となります。そのため、事業所からの資格喪失届の提出が遅れた場合や4月等退職者の多い時期は、保険証のお届けに3週間以上かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

また、保険証のお届け時期により、納付書が2枚以上同封されていることがありますが、すべて期限内に納付していただく必要がありますので、ご注意ください。

#### Q 新しい保険証が届く前に医療機関を受診する予定があるのですが。

保険証の提示ができない場合は、いったん、医療費の全額を負担していただくこととなりますが、後日協会けんぽへ療養費の申請をいただくことで、保険者負担分(医療費の7~9割)の払い戻しが受けられます。

※医療機関によっては、保険証の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関へご相談ください。

#### Q 手続きの際にマイナンバーは必要ですか。

被扶養者の申請を行う場合は、被扶養者のマイナンバーの記載が必要です。

#### お問い合わせ先

#### 全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

# 「ねんきんネット」のご利用登録を！

## 1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。  
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

## 2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

### ●アクセスキーとは…

お客様の誕生日月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

### ①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

### ②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

### ●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

### ●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット  🔍 検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

 **0570-058-555**

050から始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1144